

2021年5月20日

テナント各位

東京団地倉庫株式会社  
(BCPウイルス感染対策委員会)

「新型コロナウイルス感染予防等対策指針」の補足事項

現在当社で掲示しております、「新型コロナウイルス感染予防等対策指針」において、感染疑義者（注1）については「病院で検査」をお願いしておりますが、これに加え「検査キット」での検査も可とします。

ただし、検査キットについては、「PCR検査」または「抗原検査」によるものとし、「抗体検査」は過去の感染を調べる目的のため不可とします。

なお、当該指針において該当箇所については、「病院で検査(\*)」と記載しておりますので、「病院もしくは検査キットによる検査」と読み替えてください。

(注1)

「新型コロナウイルス感染予防等対策指針」にも記載しておりますが、当社指針における感染疑義者は以下のとおりです。

発熱(37.5度以上)があり、病院で検査が必要と診断された者

上記の者と接触があった者

陽性者と接触があった者

以上